

【養護教諭1種免許に必要な科目 2019年度以降の入学生】

[教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目]

科 目	本学の授業科目	単 位 数	修 得 年	本 学 必 修 科 目
日本国憲法	法学（日本国憲法）	2	1 ・ 2	
体育 体育Ⅰ、体育Ⅱ、体育Ⅲは3科目のうち2単位を選択する	体育Ⅰ	1	1	
	体育Ⅱ(※1)	1	1	
	体育Ⅲ	2	1	
外国語コミュニケーション	英語表現法Ⅰ－S(※2)	1	1	○
	英語表現法Ⅰ－W(※2)	1	1	○
	英語表現法Ⅱ－S(※3)	1	2	○
	英語表現法Ⅱ－W(※3)	1	2	○
情報機器の操作	情報処理演習	2	1	○

※1：2020年度以降入学生は「体育Ⅱ」を1単位1年次または2年次履修

※2：2020年度以降入学生は「英語表現法Ⅰ－S」「英語表現法Ⅰ－W」を各1単位2年次履修

※3：2020年度以降入学生は「英語表現法Ⅱ－S」「英語表現法Ⅱ－W」を各1単位4年次履修

[養・教育の基礎的理解に関する科目等]

免許法施行規則に定める科目区分		本学の授業科目	単 位 数	修 得 年	本 学 必 修 科 目
科 目	各科目に含める必要事項				
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	1	
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職概論	2	1	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度論	2	2	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	生涯発達論Ⅰ	2	1	○
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論	1	2	
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2	4	
道徳、総合的な学習の時間等の内	・道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	道徳・総合的な学習の時間・特別活動論	2	3	
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法の理論と実践	2	2	

内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	2	4	
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談の理論と方法	2	2	
教育実践に関する科目	・養護実習	養護実習Ⅰ（※4）	3	4	
		養護実習Ⅱ（※5）	2	4	
	・学校体験活動				
	・教職実践演習	教職実践演習（養護教諭）	2	4	

※4：2020年度以降入学生は「養護実習」を4単位4年次履修

※5：2020年度以降入学生は「教育実習」を1単位4年次履修

[養護に関する科目]

免許法施行規則に定める科目区分	本学の授業科目	単位数	修得年	本学必修科目
衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）	公衆衛生学・疫学	2	2	○
	公衆衛生看護学	2	2	○
学校保健	学校保健	2	2	
養護概説	養護概説	2	3	
健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	学校における健康支援活動	2	4	
栄養学（食品学を含む。）	栄養学（※6）	1	1	○
	生化学	2	1	○
解剖学・生理学	形態機能学（※7）	3	1	○
	形態機能学演習（※8）	2	1	○
微生物学、免疫学、薬理概論	薬理学（※9）	2	2	○
	感染症学	2	1	○
精神保健	精神看護学Ⅰ（※10）	1	2	○
	集団力動論（※11）	1	3	○
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	小児看護学実習	2	3	○
	周産期看護学実習	2	3	○
	成人看護学実習（急性期）	2	3	○
	成人看護学実習（慢性期）	2	3	○
	老年看護学実習（※12）	3	3	○
	精神看護学実習	2	3	○

	地域・在宅看護学実習	2	3	○
	ヘルスアセスメント方法論	2	1	○
	基礎看護技術論Ⅰ	2	2	○
	基礎看護技術論Ⅱ	1	2	○
	看護展開論実習(※13)	2	2	○
	成人看護学Ⅰ(※14)	2	2	○
	小児看護学Ⅱ(※15)	2	3	○
	老年看護学Ⅰ(※16)	1	3	○

※6：2020年度以降入学生は「栄養学」を2年次に履修

※7：2020年度入学生は「形態機能学Ⅰ」に科目名変更

※8：2020年度入学生は「形態機能学Ⅱ」に科目名変更

※9：2020年度以降入学生は「薬理学」を1年次に履修

※10：2020年度以降入学生は「精神看護学」を3単位3年次履修

※11：2020年度以降入学生は履修なし

※12：2020年度以降入学生は「老年看護学実習」を2単位へ変更

※13：2020年度以降入学生は「看護展開論実習」を1単位へ変更

※14：2020年度以降入学生は「成人看護学Ⅰ」を3年次履修

※15：2020年度以降入学生は「小児看護学」を3単位3年次履修

※16：2020年度以降入学生は「老年看護学」を3単位3年次履修

[大学が独自に設定する科目]

免許法施行規則に定める科目区分	本学の授業科目	単位数	修得年	本学必修科目
大学が独自に設定する科目	メンタルヘルスと家族(※17)	1	2	○
	周産期看護学Ⅰ(※18)	1	2	○
	周産期看護学Ⅱ(※18)	2	3	○
	セクシュアルヘルス	2	2	○
	学校インターンシップ	1	4	

※17：2020年度入学生は「メンタルヘルス」に科目名変更

※18：2020年度以降入学生は「周産期看護学」を3単位3年次履修